

綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十八号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 五月三〇日

同 二〇年 二月 五日

同 二六年 二月 五日

同 二七年 二月 四日

令和 三年 三月 五日

同 三年 六月一日

目次

第一章 通則(第一条―第十五条)

第二章 綱紀審査の申出及び審査(第十六条―第三十一条)

附則

第一章 通則

(目的)

第一条 この規程は、会則第七十三条の規定に基づき、綱

- 1 -

紀審査会並びに弁護士及び弁護士法人(弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))から種類の変更により弁護士法人となった者を含む。以下同じ。)の懲戒に関する綱紀審査会の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)をいう。
- 二 連合会 日本弁護士連合会をいう。
- 三 対象弁護士等 綱紀審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。
- 四 対象弁護士 綱紀審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士をいう。
- 五 対象弁護士法人 綱紀審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。
- 六 原弁護士会 綱紀審査申出人が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

(綱紀審査会の招集)

第二条 綱紀審査会は、委員長が招集する。ただし、委員

- 2 -

長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。
(出席の方法等)

第二条の二 前条の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により綱紀審査会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするることができる方法によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所(以下「弁護士会等」という。)から綱紀審査会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

(除斥)

第三条 委員及び予備委員は、次に掲げる事案の審査から除斥される。

一 原弁護士会又は連合会の綱紀委員会において関与した事案

二 自己に関する事案

- 3 -

三 配偶者、四親等内の親族若しくは同居の親族又はこれらの者であった者に関する事案

四 自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人となっている者に関する事案

五 第三号に掲げる者が社員又は使用人である弁護士となつてゐる弁護士法人に関する事案

(忌避)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 綱紀審査会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第五条 委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(事務局)

第六条 綱紀審査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長一人及び事務局員若干人を置く。

3 連合会の事務総長は、職員(弁護士である職員を含む。)の中から、事務局員を指名する。

4 事務局長は、弁護士である事務局員の中から、連合会

- 4 -

の会長が指名する。

5 事務局長は、事務局を総理する。

6 事務局員は、委員長命を受けて、綱紀審査会に関する庶務をつかさどる。

7 前三条の規定は、事務局員について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員、予備委員及び事務局員は、綱紀審査会の審査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(綱紀審査会の議事の非公開)

第八条 綱紀審査会の議事は、公開しない。

(議事録)

第九条 綱紀審査会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならぬ。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則で定める。

(文書の送達)

第十条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公

- 5 -

示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があつたものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十一条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀審査会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀審査会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(弁護士法人に対する文書の送達等)

第十二条 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は綱紀審査会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛て

- 6 -

とする。

2 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、綱紀審査会に届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所又は社員の住所に宛てることができる。

3 前二項の場合を除き、対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。

(準用)

第十二条の二 第十一条の規定は外国法事務弁護士に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は外国法事務弁護士法人及び共同法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、外国法事務弁護士法人については、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

(弁護士法人の変更等の届出)

第十三条 対象弁護士法人は、弁護士法人規程（会規第四十七号）第七条から第十条までの規定による届出をするときは、その旨を綱紀審査会に届け出なければならない。

(代理人)

第十四条 対象弁護士等は、弁護士、弁護士法人又は共同法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下この条において同じ）、事務所及び所属弁護士会の名称を綱紀審査会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

3 代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人（弁護士法人又は共同法人にあつては、一弁護士法人又は一共同法人をもって一人とする。）以上あるときは、そのうちの一人の弁護士、弁護士法人又は共同法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象弁護士等は、代理人を選任し、又は主任代理人を

指定したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人又は共同法人にあつては、主たる法律事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会の名称を綱紀審査会に届け出なければならぬ。代理人を解任したとき、主任代理人を変更したときその他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員

二 連合会の懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 連合会の綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 前号に掲げる者のいずれかとして当該事案の審査又は調査に関与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の調査に関与した者

（費用の負担）

第十五条 連合会は、綱紀審査会の審査又は調査嘱託に基づく調査に要した費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させることができる。ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により対象弁護士等に費用を負

担させるときは、あらかじめ綱紀審査会の意見を聴かなければならない。

第二章 綱紀審査の申出及び審査

（綱紀審査の申出の方式）

第十六条 法第六十四条の三第一項の規定による綱紀審査の申出は、綱紀審査申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

（綱紀審査申出書の記載事項）

第十七条 綱紀審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀審査申出人の氏名又は名称及び住所

二 弁護士に対する懲戒の請求に係る綱紀審査の申出にあつては、当該弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもつて足りる。）及び原弁護士会の名称

三 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る綱紀審査の申出にあつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所名称及び所在場所並びに原弁護士会の名称

四 懲戒の請求をした年月日

- 五 異議の申出を棄却し、又は却下する旨の決定の通知を受けた年月日
- 六 綱紀審査の申出の趣旨及び理由
- 七 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第五十七号）第四十八条第五項の規定による教示の有無及びその内容
- 八 綱紀審査の申出の年月日
- 2 綱紀審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、綱紀審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。
- 3 綱紀審査申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を提出しなければならない。
（綱紀審査申出人代表）
第十七条の二 複数の懲戒請求者が共同して綱紀審査の申出をしたときは、全員の協議により綱紀審査申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、綱紀審査会に、綱紀審査申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならない。綱紀審査申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。
- 2 前項の規定による綱紀審査申出人代表の届出がないと

- 11 -

- きは、綱紀審査会は、綱紀審査申出人代表一人を指定することができる。綱紀審査申出人代表を解任した旨の届出があった場合において、新たに綱紀審査申出人代表の届出がないときも、同様とする。
- 3 前二項の規定により、綱紀審査申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、綱紀審査申出人に対する文書の送付及び通知は、綱紀審査申出人代表に宛ててすれば足りる。
（綱紀審査申出期間の特例）
第十七条の三 法第六十四条の三第二項に規定する期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期間の末日とみなす。
（審査申出期間後の綱紀審査の申出）
第十八条 綱紀審査の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、法第六十四条の三第二項に規定する期間の経過後もすることができる。
- 2 前項の規定による綱紀審査の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内になければならな

- 12 -

い。

(誤った教示による綱紀審査の申出)

第十九条 連合会が誤って法第六十四条の三第二項に規定する期間よりも長い期間を綱紀審査の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に綱紀審査の申出がなされたときは、当該綱紀審査の申出は、同項に規定する期間内になされたものとみなす。

(弁護士会に対する記録の提出請求)

第二十条 連合会は、綱紀審査の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなればならない。

(綱紀審査会に対する審査の請求)

第二十一条 連合会は、綱紀審査の申出があったときは、速やかに、綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない。

い。
(綱紀審査開始の通知)

第二十二条 連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めたときは、速やかに、綱紀審査開始通知書を対象弁護士等に

- 13 -

送達し、原弁護士会及び綱紀審査申出人に送付しなければならない。

2 対象弁護士会に対する綱紀審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀審査会に綱紀審査を求めたこと。

二 綱紀審査の申出の内容（綱紀審査申出書の副本又は謄本を添付することをもって代えることができる。）

三 綱紀審査会から陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならないこと。

四 第十四条第一項の規定により代理人の選任ができること。

五 第二十六条の規定により書面による意見の提出ができること。

六 第二十七条第一項の規定により書類の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する綱紀審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 綱紀審査申出人に対する綱紀審査開始通知書には、第二項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 14 -

(補正及び補正しない場合等の議決)

第二十三条 綱紀審査会は、綱紀審査の申出が法又は連合会の会則若しくは会規に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、綱紀審査申出人にその補正を求めることができる。

2 綱紀審査会は、綱紀審査申出人が前項の補正をしないとき、又はその手続の違反が補正できないものであるときは、綱紀審査の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(審査期間)

第二十四条 綱紀審査会は、綱紀審査を求められたときは、六箇月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(審査方法)

第二十五条 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、綱紀審査申出人、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説

明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

3 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、原弁護士会の綱紀委員会又は連合会の綱紀委員会に必要な調査を嘱託することができる。

(対象弁護士等の意見の提出)

第二十六条 対象弁護士等は、書面により、綱紀審査に係る事案につき意見を提出することができる。ただし、綱紀審査会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(記録の閲覧等)

第二十七条 対象弁護士等及び代理人は、綱紀審査に関し提出された書類の閲覧をし、かつ、謄写をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

2 綱紀審査会は、相当と認めるときは、綱紀審査申出人についても、前項の規定の例により、閲覧又は謄写を許すことができる。

(議決及び報告)

第二十八条 綱紀審査会は、審査を終結したときは、速やかに、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めるこ

とを相当と認めるか否かについて議決をしなければならない。この場合において、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかったときは、その旨の議決をしなければならない。

2 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をしなければならない。

3 綱紀審査会は、対象弁護士が死亡したとき、又は弁護士でなくなつたときは、審査を終了する旨の議決をしなければならない。

4 綱紀審査会は、前三項の議決をしたときは、議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

5 前項の議決書には、委員長が署名押印する。
(綱紀審査の申出の取下げ)

第二十九条 綱紀審査申出人は、連合会が綱紀審査の申出につき次条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 綱紀審査の申出の取下げは、書面で行なければならない。

3 綱紀審査会は、綱紀審査の申出の取下げがあつたとき

は、審査を終了する旨の議決をする。

4 綱紀審査会は、前項の議決をしたときは、速やかに、書面をもってその旨を連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の規定による報告があつたときは、対象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象弁護士等に対する前項の規定による通知は、第十条に規定する文書の送達によつて行ふ。
(連合会の決定等)

第三十条 連合会は、綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

2 連合会は、綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかった旨の議決をしたときは、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

3 連合会は、綱紀審査会が綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、

綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

4 連合会は、綱紀審査会が対象弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなったことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の決定等の通知)

第三十一条 連合会は、前条第一項の規定により原弁護士会に事案を送付したときは、速やかに、対象弁護士等及び綱紀審査申出人に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、前条第二項又は第三項の決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等、綱紀審査申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、綱紀審査会が、対象弁護士の死亡を理由に第二十八条第三項の議決をした場合にあつては綱紀審査申出人及び原弁護士会に、対象弁護士が弁護士でなくなったことを理由に同項の議決をした場合にあつては綱紀審査申出人、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、速やかに、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 対象弁護士等及び綱紀審査申出人に対する前三項の規

定による通知は、第十条に規定する文書の送達によつて行う。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第一四条、第一七条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日改正)

第十七条の二(新設)の改正規定は、平成二十年五月三十日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第一四条、第一七条改正)抄
1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二

年二月一日から施行)

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇二号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別
会員関係を除く。)の整備に関する規程

目次、第一条、第一条の二、第三条、第四
条、第五条、第六条、第七条、第九条、第
一〇条、第一条、第一条、第一条、第一二条の
二、第一三条、第一四条、第一五条、第一
六条、第一七条、第一七条の三、第一九条、
第二一条、第二二条、第二三条、第二四
条、第二五条、第二六条、第二七条、第二八
条、第二九条、第三〇条、第三一条改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二六
年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行)

第四条 第五条の規定による改正後の綱紀委員会及び綱紀
手続に関する規程、第六条の規定による改正後の綱紀審

- 21 -

査会及び綱紀審査手続に関する規程、第七条の規定によ
る改正後の懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第
八条の規定による改正後の懲戒処分公告及び公表等に
関する規程の規定は、特別の定めがある場合を除き、施
行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始され
た事案についても適用する。ただし、第五条の規定によ
る改正前の綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第六
条の規定による改正前の綱紀審査会及び綱紀審査手続に
関する規程、第七条の規定による改正前の懲戒委員会及
び懲戒手続に関する規程及び第八条の規定による改正前
の懲戒処分公告及び公表等に関する規程の規定により
生じた効力を妨げない。

附 則 (平成二七年一月四日改正)

第三条、第十七条第一項第一号及び第二十四条の改正規
定は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)の
施行の日から施行する。

(平成二七年政令第三九〇号で平成二八年四月一
日から施行)

附 則 (令和三年三月五日改正)

第二条の二(新設)の改正規定は、令和三年三月五日か
ら施行する。

- 22 -

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う会
規（外国特別会員関係）の整備に関する規
程（第二五条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

附 則（令和三年六月一日会規第一一六号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う会
規（外国特別会員関係を除く。）の整備に
関する規程（第一条、第二二条の二、第一
四条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）